

市第95号議案

横浜市介護保険条例の一部改正

横浜市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年 2 月15日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市介護保険条例の一部を改正する条例

横浜市介護保険条例（平成12年 3 月横浜市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「 730 人」を「 990 人」に改める。

第 4 条中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第 3 号中「 35,100 円」を「 39,000 円」に改め、同条第 4 号中「 54,000 円」を「 60,000 円」に改め、同条第 5 号中「 59,400 円」を「 66,000 円」に改め、同号イ中「又は第 9 号イ」を「、第 9 号イ又は第10号イ」に改め、同条第 6 号中「 67,500 円」を「 75,000 円」に改め、同号イ中「又は第 9 号イ」を「、第 9 号イ又は第10号イ」に改め、同条第 7 号中「 81,000 円」を「 90,000 円」に改め、同号ア中「 5,000,000 円」を「 3,500,000 円」に改め、同号イ中「又は第 9 号イ」を「、第 9 号イ又は第10号イ」に改め、同条第10号中「 121,500 円」を「 147,000 円」に改め、同号を同条第11号とし、同条第 9 号中「 108,000 円」を「 129,000 円」に改め、同号を同条第10号とし、同条第 8 号中「 94,500 円」を「 111,000 円」に改め、同号を同条第 9 号とし、同条第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 次のいずれかに該当する者 96,000円

ア 合計所得金額が 3,500,000 円以上 5,000,000 円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第 1 項第 1 号イ（(1)に係る部分を除く。））、次号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

第 6 条第 1 項の表を次のように改める。

	各 納 期 の 納 付 額
第 4 条第 1 号に該当する者	2,700円
第 4 条第 2 号に該当する者	2,700円
第 4 条第 3 号に該当する者	3,900円
第 4 条第 4 号に該当する者	6,000円
第 4 条第 5 号に該当する者	6,600円
第 4 条第 6 号に該当する者	7,500円
第 4 条第 7 号に該当する者	9,000円
第 4 条第 8 号に該当する者	9,600円
第 4 条第 9 号に該当する者	11,100円
第 4 条第10号に該当する者	12,900円
第 4 条第11号に該当する者	14,700円

第 7 条第 3 項中「若しくは第 9 号イ」を「、第 9 号イ若しくは第 10号イ」に改める。

第22条を第24条とし、第18条から第21条までを 2 条ずつ繰り下げ、第17条の次に次の 2 条を加える。

（分科会）

第18条 協議会に、分科会を置くことができる。

2 分科会の委員は、協議会の委員のうちから、会長が指名する。

3 分科会に、分科会長を置き、分科会長は、分科会の委員の互選によって定める。

(手数料)

第19条 別表の左欄に掲げる申請をしようとする者は、当該申請の際、それぞれ同表の中欄に掲げる名称の手数料を納付しなければならない。この場合において、当該手数料の金額は、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

2 既納の手数料は、返還しない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、公益上必要があると認めるとき、又は災害その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

附則第12項第1号中「をいう」の次に「。以下同じ」を加える。

附則に次の6項を加える。

(平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率の特例等)

15 令第39条第1項第3号イに掲げる者のうち、次のいずれかに該当する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、第4条第3号の規定にかかわらず、36,000円とする。

(1) 平成24年度から平成26年度までの各年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の合計額が1,200,000円以下である者

(2) 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの項の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、第3号ロ若しくは第4号ロ又は第4条第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ若しくは第10号イ若しくは附則第18項第2号に該当する者を除く。）

16 前項に規定する第1号被保険者の各納期ごとの保険料の納付額は、第6条第1項の規定にかかわらず、3,600円とする。

17 前2項の規定を適用した場合における平成24年度から平成26年度までの各年度における第7条第1項若しくは第3項又は第8条の規定の適用については、第7条第1項中「定める額」とあるのは「定める額（附則第15項に規定する第1号被保険者にあつては、同項に定める額）」と、同条第3項中「第10号イ」とあるのは「第10号イ若しくは附則第15項第2号」と、第8条中「第1号被保険者」とあるのは「第1号被保険者若しくは附則第15項に規定する第1号被保険者」とする。

18 令第39条第1項第4号イに掲げる者のうち、次のいずれかに該当する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、第4条第4号の規定にかかわらず、57,000円とする。

(1) 平成24年度から平成26年度までの各年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の合計額が800,000円以下である者

(2) 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの

項の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。

）若しくは第4号ロ又は第4条第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ若しくは第10号イに該当する者を除く。）

19 前項に規定する第1号被保険者の各納期ごとの保険料の納付額は、第6条第1項の規定にかかわらず、5,700円とする。

20 前2項の規定を適用した場合における平成24年度から平成26年度までの各年度における第7条第1項若しくは第3項又は第8条の規定の適用については、第7条第1項中「定める額」とあるのは「定める額（附則第18項に規定する第1号被保険者にあつては、同項に定める額）」と、同条第3項中「第10号イ」とあるのは「第10号イ若しくは附則第18項第2号」と、第8条中「第1号被保険者」とあるのは「第1号被保険者若しくは附則第18項に規定する第1号被保険者」とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第19条第1項）

手数料の徴収に係る申請	手数料の名称	手数料の額
法第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請	指定居宅サービス事業者指定申請手数料	通所介護、通所リハビリテーション及び特定施設入居者生活介護に係る指定 1件につき 30,000円
		その他の居宅サービスに係る指定 1件につき 20,000円

法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の更新の申請	指定居宅サービス事業者指定更新申請手数料	1件につき 10,000円
法第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の申請	指定地域密着型サービス事業者指定申請手数料	定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護に係る指定 1件につき 20,000円
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定 1件につき 45,000円
		その他の地域密着型サービスに係る指定 1件につき 30,000円
法第78条の12において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請	指定地域密着型サービス事業者指定更新申請手数料	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の更新 1件につき 25,000円
		その他の地域密着型サービスに係る指定の更新 1件につき 10,000円
法第79条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請	指定居宅介護支援事業者指定申請手数料	1件につき 20,000円
法第79条の2第4項において準用する法第79条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請	指定居宅介護支援事業者指定更新申請手数料	1件につき 10,000円
法第86条第1項の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定の申請	指定介護老人福祉施設指定申請手数料	1件につき 45,000円
法第86条の2第4項において準用する法第86条第1項の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定の更新の申請	指定介護老人福祉施設指定更新申請手数料	1件につき 25,000円

法第94条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可の申請	介護老人保健施設開設許可申請手数料	1件につき 63,000円
法第94条第2項の規定に基づく介護老人保健施設の変更の許可（構造設備の変更を伴うものに限る。）の申請	介護老人保健施設変更許可申請手数料	1件につき 33,000円
法第94条の2第4項において準用する法第94条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可の更新の申請	介護老人保健施設開設許可更新申請手数料	1件につき 25,000円
法第115条の2第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請	指定介護予防サービス事業者指定申請手数料	介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定 1件につき 15,000円
		その他の介護予防サービスに係る指定 1件につき 10,000円
法第115条の11において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の更新の申請	指定介護予防サービス事業者指定更新申請手数料	1件につき 10,000円
法第115条の12第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請	指定地域密着型介護予防サービス事業者指定申請手数料	1件につき 15,000円
法第115条の21において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請	指定地域密着型介護予防サービス事業者指定更新申請手数料	1件につき 10,000円

法第115条の22第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定の申請	指定介護予防支援事業者指定申請手数料	1 件につき 10,000円
法第115条の31において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請	指定介護予防支援事業者指定更新申請手数料	1 件につき 10,000円
健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第107条の2第4項において準用する法第107条第1項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の更新の申請	指定介護療養型医療施設指定更新申請手数料	1 件につき 25,000円

## 附 則

### （施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

### （経過措置）

- 2 平成21年度から平成23年度までの各年度における保険料率及び各納期ごとの保険料の納付額については、なお従前の例による。

## 提 案 理 由

平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率を定めるとともに、横浜市介護認定審査会の委員の定数を変更し、及び指定居宅サービス事業者指定申請手数料等を徴収する等のため、横浜市介護保険条例の一部を改正したいので提案する。

## 参 考

横浜市介護保険条例（抜粋）

$$\left( \frac{\text{上段}}{\text{下段}} \frac{\text{改正案}}{\text{現行}} \right)$$

（介護認定審査会の委員の定数）

第 3 条 横浜市介護認定審査会の委員の定数は、 $\frac{990 \text{ 人}}{730 \text{ 人}}$ 以内とする。

。

（保険料率）

第 4 条  $\frac{\text{平成 24 年度から平成 26 年度まで}}{\text{平成 21 年度から平成 23 年度まで}}$ の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

（第 1 号及び第 2 号省略）

- |     |                        |   |
|-----|------------------------|---|
| (3) | 令第 39 条第 1 項第 3 号に掲げる者 | $\frac{39,000 \text{ 円}}{35,100 \text{ 円}}$ |
| (4) | 令第 39 条第 1 項第 4 号に掲げる者 | $\frac{60,000 \text{ 円}}{54,000 \text{ 円}}$ |
| (5) | 次のいずれかに該当する者           | $\frac{66,000 \text{ 円}}{59,400 \text{ 円}}$ |

（ア省略）

イ 要保護者（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 2 項に規定する要保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 1 項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 127 号）附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付を含む。以下「支援給付」という。）を必要とする状態にある者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（生活保護法第 2 条に規定す

る保護又は支援給付をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イ又は第9号イに該当する者を除く。)

- (6) 次のいずれかに該当する者  $\frac{75,000 \text{ 円}}{67,500 \text{ 円}}$

(ア省略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イ又は第9号イに該当する者を除く。)

- (7) 次のいずれかに該当する者  $\frac{90,000 \text{ 円}}{81,000 \text{ 円}}$

ア 合計所得金額が2,500,000円以上  $\frac{3,500,000 \text{ 円}}{5,000,000 \text{ 円}}$ 未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ又は第10号イ又は第9号イに該当する者を除く。)

- (8) 次のいずれかに該当する者 96,000 円

ア 合計所得金額が3,500,000円以上5,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を

除く。)、次号イ又は第 10 号イに該当する者を除く。)

$\frac{(9)}{(8)}$  次のいずれかに該当する者  $\frac{111,000 \text{ 円}}{94,500 \text{ 円}}$

(ア及びイ省略)

$\frac{(10)}{(9)}$  次のいずれかに該当する者  $\frac{129,000 \text{ 円}}{108,000 \text{ 円}}$

(ア及びイ省略)

$\frac{(11)}{(10)}$  前各号のいずれにも該当しない者  $\frac{147,000 \text{ 円}}{121,500 \text{ 円}}$

(普通徴収に係る各納期の保険料納付額)

第 6 条 各納期ごとの保険料の納付額は、それぞれ次の表に掲げる額とする。

	各納期の納付額
第 4 条第 1 号に該当する者	2,700円
第 4 条第 2 号に該当する者	2,700円
第 4 条第 3 号に該当する者	3,900円
第 4 条第 4 号に該当する者	6,000円
第 4 条第 5 号に該当する者	6,600円
第 4 条第 6 号に該当する者	7,500円
第 4 条第 7 号に該当する者	9,000円
第 4 条第 8 号に該当する者	9,600円
第 4 条第 9 号に該当する者	11,100円
第 4 条第 10 号に該当する者	12,900円
第 4 条第 11 号に該当する者	14,700円

	各納期の納付額
第 4 条第 1 号に該当する者	2,700円

第 4 条第 2 号に該当する者	2,700円
第 4 条第 3 号に該当する者	3,510円
第 4 条第 4 号に該当する者	5,400円
第 4 条第 5 号に該当する者	5,940円
第 4 条第 6 号に該当する者	6,750円
第 4 条第 7 号に該当する者	8,100円
第 4 条第 8 号に該当する者	9,450円
第 4 条第 9 号に該当する者	10,800円
第 4 条第 10 号に該当する者	12,150円

( 第 2 項 省 略 )

( 賦 課 期 日 後 に お い て 第 1 号 被 保 険 者 の 資 格 の 取 得 、 喪 失 等 が あ っ た 場 合 )

第 7 条 ( 第 1 項 及 び 第 2 項 省 略 )

3 保 険 料 の 賦 課 期 日 後 に 令 第 39 条 第 1 項 第 1 号 イ ( 同 号 に 規 定 す る 老 齢 福 祉 年 金 の 受 給 権 を 有 す る に 至 っ た 者 及 び (1) に 係 る 者 を 除 く 。 )、 口 若 し く は 八、 第 2 号 口、 第 3 号 口 若 し く は 第 4 号 口 又 は 第 4 条 第 5 号 イ、 第 6 号 イ、 第 7 号 イ、 第 8 号 イ、 第 9 号 イ 若 し く は 第 9 号 イ 若 し く は 第 10 号 イ の 規 定 ( 以 下 「 被 保 護 者 等 該 当 規 定 」 と い う 。 ) に 該 当 す る に 至 っ た 第 1 号 被 保 険 者 に 係 る 保 険 料 の 額 は、 当 該 該 当 す る に 至 っ た 日 の 属 す る 月 の 前 月 ま で 月 割 に よ り 算 定 し た 保 険 料 の 額 と 当 該 該 当 す る に 至 っ た 日 の 属 す る 月 か ら 月 割 に よ り 算 定 し た 該 当 す る に 至 っ た 被 保 護 者 等 該 当 規 定 に よ る 保 険 料 の 額 の 合 算 額 と す る。 た だ し、 当 該 該 当 す る に 至 っ た 被 保 護 者 等 該 当 規 定 に よ る 保 険 料 の 額 が 当 該 該 当 す る に 至 っ た 日 に お い て 課 さ れ て い

た保険料の額以上となる場合にあっては、この限りでない。

( 第 4 項及び第 5 項省略 )

( 分科会 )

第 18 条 協議会に、分科会を置くことができる。

2 分科会の委員は、協議会の委員のうちから、会長が指名する。

3 分科会に、分科会長を置き、分科会長は、分科会の委員の互選によって定める。

( 手数料 )

第 19 条 別表の左欄に掲げる申請をしようとする者は、当該申請の際、それぞれ同表の中欄に掲げる名称の手数料を納付しなければならない。この場合において、当該手数料の金額は、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

2 既納の手数料は、返還しない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、公益上必要があると認めるとき、又は災害その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

( 委任 )

第 20 条 ( 本文省略 )  
第 18 条

( 過料 )

第 21 条 ( 本文省略 )

第 19 条

第 22 条 ( 本文省略 )

第 20 条

第 23 条 ( 本文省略 )

第 21 条

第 24 条 ( 本文省略 )

第 22 条

附 則

( 第 1 項から第 11 項まで省略 )

(平成 21 年度から平成 23 年度までの各年度における保険料率の特例等)

12 令第 39 条第 1 項第 4 号イに掲げる者のうち、次のいずれかに該当する第 1 号被保険者の平成 21 年度から平成 23 年度までの各年度における保険料率は、第 4 条第 4 号の規定にかかわらず、51,300 円とする。

(1) 平成 21 年度から平成 23 年度までの各年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額(所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 35 条第 2 項第 1 号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。)及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の合計額が 800,000 円以下である者

(第 2 号、第 13 項及び第 14 項省略)

(平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度における保険料率の特例等)

15 令第 39 条第 1 項第 3 号イに掲げる者のうち、次のいずれかに該当する第 1 号被保険者の平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度における保険料率は、第 4 条第 3 号の規定にかかわらず、36,000 円とする。

(1) 平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の合計額が 1,200,000 円以下である者

(2) 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの項の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態

となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（1）に係る部分を除く。  
）、第 3 号ロ若しくは第 4 号ロ又は第 4 条第 5 号イ、第 6 号イ  
、第 7 号イ、第 8 号イ、第 9 号イ若しくは第 10 号イ若しくは附  
則第 18 項第 2 号に該当する者を除く。）

16 前項に規定する第 1 号被保険者の各納期ごとの保険料の納付額  
は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、3,600 円とする。

17 前 2 項の規定を適用した場合における平成 24 年度から平成 26 年  
度までの各年度における第 7 条第 1 項若しくは第 3 項又は第 8 条  
の規定の適用については、第 7 条第 1 項中「定める額」とあるの  
は「定める額（附則第 15 項に規定する第 1 号被保険者にあつては  
、同項に定める額）」と、同条第 3 項中「第 10 号イ」とあるのは  
「第 10 号イ若しくは附則第 15 項第 2 号」と、第 8 条中「第 1 号被  
保険者」とあるのは「第 1 号被保険者若しくは附則第 15 項に規定  
する第 1 号被保険者」とする。

18 令第 39 条第 1 項第 4 号イに掲げる者のうち、次のいずれかに該  
当する第 1 号被保険者の平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度  
における保険料率は、第 4 条第 4 号の規定にかかわらず、57,000  
円とする。

(1) 平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の保険料の賦課期  
日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料  
の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の合計額が 800,000  
円以下である者

(2) 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの  
項の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態  
となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（1）に係る部分を除く。

）若しくは第 4 号ロ又は第 4 条第 5 号イ、第 6 号イ、第 7 号イ、第 8 号イ、第 9 号イ若しくは第 10 号イに該当する者を除く。

）

19 前項に規定する第 1 号被保険者の各納期ごとの保険料の納付額は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、5,700 円とする。

20 前 2 項の規定を適用した場合における平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度における第 7 条第 1 項若しくは第 3 項又は第 8 条の規定の適用については、第 7 条第 1 項中「定める額」とあるのは「定める額（附則第 18 項に規定する第 1 号被保険者にあつては、同項に定める額）」と、同条第 3 項中「第 10 号イ」とあるのは「第 10 号イ若しくは附則第 18 項第 2 号」と、第 8 条中「第 1 号被保険者」とあるのは「第 1 号被保険者若しくは附則第 18 項に規定する第 1 号被保険者」とする。

別表（第 19 条第 1 項）

手数料の徴収に係る申請	手数料の名称	手数料の額
法第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請	指定居宅サービス事業者指定申請手数料	通所介護、通所リハビリテーション及び特定施設入居者生活介護に係る指定 1 件につき 30,000円
		その他の居宅サービスに係る指定 1 件につき 20,000円
法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の更新の申請	指定居宅サービス事業者指定更新申請手数料	1 件につき 10,000円

法第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の申請	指定地域密着型サービス事業者指定申請手数料	定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護に係る指定 1件につき 20,000円
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定 1件につき 45,000円
		その他の地域密着型サービスに係る指定 1件につき 30,000円
法第78条の12において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請	指定地域密着型サービス事業者指定更新申請手数料	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の更新 1件につき 25,000円
		その他の地域密着型サービスに係る指定の更新 1件につき 10,000円
法第79条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請	指定居宅介護支援事業者指定申請手数料	1件につき 20,000円
法第79条の2第4項において準用する法第79条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請	指定居宅介護支援事業者指定更新申請手数料	1件につき 10,000円
法第86条第1項の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定の申請	指定介護老人福祉施設指定申請手数料	1件につき 45,000円
法第86条の2第4項において準用する法第86条第1項の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定の更新の申請	指定介護老人福祉施設指定更新申請手数料	1件につき 25,000円
法第94条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可の申請	介護老人保健施設開設許可申請手数料	1件につき 63,000円

法第94条第2項の規定に基づく介護老人保健施設の変更の許可（構造設備の変更を伴うものに限る。）の申請	介護老人保健施設変更許可申請手数料	1件につき 33,000円
法第94条の2第4項において準用する法第94条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可の更新の申請	介護老人保健施設開設許可更新申請手数料	1件につき 25,000円
法第115条の2第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請	指定介護予防サービス事業者指定申請手数料	介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定 1件につき 15,000円
		その他の介護予防サービスに係る指定 1件につき 10,000円
法第115条の11において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の更新の申請	指定介護予防サービス事業者指定更新申請手数料	1件につき 10,000円
法第115条の12第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請	指定地域密着型介護予防サービス事業者指定申請手数料	1件につき 15,000円
法第115条の21において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請	指定地域密着型介護予防サービス事業者指定更新申請手数料	1件につき 10,000円
法第115条の22第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定の申請	指定介護予防支援事業者指定申請手数料	1件につき 10,000円

法第115条の31において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請	指定介護予防支援事業者指定更新申請手数料	1 件につき 10,000円
健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第107条の2第4項において準用する法第107条第1項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の更新の申請	指定介護療養型医療施設指定更新申請手数料	1 件につき 25,000円